

調査報告書

2018 年（平成 30 年）8 月 27 日

旭川弁護士会人権擁護委員会

委員長 小林 史人 殿

担当委員 清水 健史

同 北澤 良兼

申立人 [REDACTED] にかかる上記人権救済申立事件について、当委員会が調査した結果を以下の通り報告する。

第 1 結論

当弁護士会は、旭川刑務所に対し、下記のとおり勧告することが相当である。

記

当会は、貴刑務所に対し、以下のとおり勧告する。

被収容者を監視カメラ付き居室へ収容してカメラ監視を実施する場合には、カメラ監視行為が被収容者のプライバシーの権利（憲法 13 条）を侵すおそれ大きいことを踏まえ、やむを得ずカメラ監視行為を開始したとしても、カメラ監視は相当の範囲内の方法により必要最小限度の態様で行うにとどめ、かつカメラ監視をすべき必要性がなくなったときには、直ちにカメラ監視をやめるべきである。

貴刑務所がした申立人に対するカメラ監視行為は、平成 27 年 11 月 26 日以降については申立人のプライバシーの権利の侵害である。

以上

第2 人権救済申立の概要

申立人が、未決勾留者として旭川刑務所内の拘置施設に勾留されていたところ、①希望する医療を受けられなかったこと、②義姉が申し込んだ面会を拒絶されたこと、③監視カメラ付き居室に収容されて長期間に渡りカメラ監視を受けたことについて、申立人に対する人権侵害があったとし、当委員会へ救済を求めたもの。

第3 調査資料等

- 1 申立人について、面会・手紙・照会書に対する回答等
- 2 旭川刑務所について、照会書に対する回答（平成28年旭刑発第519号、平成29年旭刑発第121号、平成29年旭刑受第888号、平成30年旭刑受第165号）
- 3 札幌矯正管区について、照会書に対する回答（平成29年札幌管発第362号）
- 4 熊本地方裁判所平成30年5月23日言渡・平成27年（ワ）第77号国家賠償請求事件判決

第4 当事者の主張の概要

1 申立人の主張

（1）①医療について

精神的な疾病があることを申告し、その症状等もあったにもかかわらず、希望する医薬品を支給されず、旭川刑務所の医務官らから威圧的言動を受け、医療が制限された。

（2）②面会拒絶について

義姉との面会を拒絶された。

（3）③カメラ監視について

女性被収容者である申立人は、監視カメラ付き居室に収容されてから旭川刑務所から移送されて出るまでの長期間に渡り、性別不詳

の職員からカメラ監視を受け続けた。

2 旭川刑務所の回答

(1) ①医療について

医療体制については刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第56条に基づき実施しており、また、診療等については同法第62条に基づき実施し、個別具体的な事案に応じて適切に対処していた。

薬剤の処方については医師が診察しその必要性を踏まえ処方していた。申立人の診察にあたっては、医師、看護師、刑務官らが立ち会っていた。

職員の威圧的言動等について申立人から不服申立てのあった事実は認められなかった。

(2) ②面会拒絶について

平成27年8月28日に面会連行職員が申立人の居室に赴き面会を行う旨告知したところ、申立人が体調不良を申し述べて面会を辞退したものであり、当所が面会を不許可とした事実はない。

(3) ③カメラ監視について

監視カメラ付き居室の使用については、被収容者の動静視察等の必要性に応じ、個別具体的な事案に応じて適切に対処しているところである。

申立人には、心情不安定な様子があり、過去に自殺未遂を惹起する行為を行った旨の申告があったことを踏まえ、椅子から転げ落ちたり、床に伏せ嘔吐するような動作を繰り返すなどの特異な動静があったことで、申立人の動静を視察する必要性が認められたので、女性被収容者として一定の配慮を施した上でカメラ監視を実施した。

第5 調査結果（認定した事実）

1 ①医療について

- (1) 旭川刑務所内の拘置施設に申立人が所在していた際、申立人には精神的な疾病等があり、食欲不振、胸の苦しさ、不安な気持ちなどの症状が出現することがあった。
- (2) 申立人の上記各症状に対しては、医師及び看護師らによる医療体制の中で診察や投薬が実施されていた。
- (3) 平成27年11月20日に申立人が胸の苦しさなどを愁訴した際には准看護師により複数回状態確認がなされた。
- (4) 旭川刑務所医務部門が過剰投薬となると判断した場合には、申立人の希望通りの投薬がなされないことがあった。
- (5) 平成27年11月21日には精神科医師の診察が予定されていたが、申立人は精神科医師の診察を断った。

2 ②面会拒絶について

申立人は未決勾留者として旭川刑務所内拘置施設に所在していたところ、同所所在中の平成27年8月28日、申立人に対し面会申込があったが、申立人は面会申込者とは面会しなかった。

面会しなかった経緯に関する事実関係についての詳細は上記以上には認定できなかった。

3 ③カメラ監視について

- (1) 旭川刑務所からの回答上、申立人は、平成27年8月26日の入所時の健康診断において、不安障害等の症状を患っていること、過去に自殺未遂惹起の行動をしたことがあることや現在受刑している事件について逮捕された際、毛布を口に含むなどの行動をした旨を述べるなどし、心情が安定していない状態がうかがわれた。
- (2) 申立人は、平成27年11月20日から平成28年1月13日までの55日間、監視カメラ付き居室に収容された。
- (3) 申立人は、監視カメラ付き居室に収容された後のほとんどすべての期間、旭川刑務所内の一角にガラスで仕切られた場所に設置されたモニターで、男性を含む監視業務職員によるカメラ監視を受けた。

上記一角には、監視業務職員以外の職員が一時的に入室することもあった。

(4) 監視カメラ付き居室に申立人が収容された平成27年11月20日から翌々日までの間、申立人には、次のような動静が認められた。

ア 平成27年11月20日昼頃、床にうつ伏せになり、大きな唸り声をあげながら唾液等を吐くなどして過呼吸のような症状が出現し、胸の苦しさを担当職員に訴え、薬をくださいなど申し出た。座っていた椅子から床に崩れ落ち、仰向けに転げ、担当職員の問いかけに返答しなかった。監視カメラ付き居室に移動する際は自力では移動できなかったため職員らに抱えられて移動した。

イ 前同日夕方頃、「死のうと思っているから死なないようにして」などと不安な気持ちについて担当職員に述べた。

ウ 平成27年11月21日、担当職員に対し胸の苦しみを愁訴した。安静にしている際、布団の上で手足や体を激しく動かすなどの症状や呻き声も出た。食欲がなく、全日に渡り喫食しなかった。

エ 平成27年11月22日、担当職員に対し胸の苦しみを愁訴した。

(5) 平成27年11月23日以降平成28年1月12日まで51日間、旭川刑務所からの回答上、申立人には、自傷・自殺未遂の言動等はなく、特異な動静も確認されなかった。

この点について、申立人は「体調は徐々に回復していきまして、胸の苦しさを倒れることもなくなりました、震えや過呼吸のような症状があったのは部屋を移された最初の内だけです、食欲だけはずっとありませんでした、不安な気持ちがあったのは部屋を移った日だけ」などと当委員会に対し説明した。

(6) 旭川刑務所からの回答及び申立人の述べるところを踏まえれば、申立人の心身にかかる体調は、平成27年8月26日の入所時から良好ではなく不安定な状態であったところ、平成27年11月20

日頃には相当悪化した状態にまでなり、その程度は自殺衝動ともとれる言動をするような状態であった。その後、監視カメラ付き居室に申立人が移された日以降徐々に快方したものと認められ、平成27年11月23日以降、自傷・自殺未遂を含む特異な言動は見られなかった。

- (7) 旭川刑務所は、カメラ監視行為についての基準や取扱いについて定められた内規に基づき、人権配慮の観点から便所部分の一部を終日視察できないようにしているほか、着替え等をする場合については職員への申し出によりカメラモニターの電源を切るなどして視察を一時的に中止する人権への配慮措置をとるなどしていた可能性がある。

但し、このような配慮について、申立人に対して十分な説明をしたことや実際に上記措置が着替えなどの都度実施されていたことを認めるに足るところまでは調査によっては顕出されなかった。

- (8) 申立人が当該居室において、排便や着替えを含む生活行動のほとんどすべてを行っていたこと、ほとんどすべての生活行動を終始カメラ監視されていたこと、これについて申立人が苦痛を感じていたことは容易に認めることができる。

第6 当委員会の判断

1 ①医療について

- (1) 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下、刑事被収容者処遇法という。）第56条は「刑事施設においては、被収容者の心身の状況を把握することに務め、被収容者の健康及び刑事施設内の衛生を保持するため、社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし適切な保健衛生上及び医療上の措置を講ずるものとする。」と定めており、被収容者は社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし適切な医療上の措置を受ける権利があると認められる。

- (2) 調査の結果、申立人は、旭川刑務所における医師及び看護師らによる医療体制下において診療や投薬を受けていた事実が確認でき、専門医である精神科医師による診察予定が組まれていたなどの事実が確認できた。

そうすると、申立人は精神的疾患も含め医療上の措置を相当程度受けていたものと認められる。申立人の希望通りの投薬がなされなかったことのみをもって権利侵害を認めることはできず、ほかに申立人の医療処遇が社会一般の水準に照らし不十分であることを示す事実の顕出までには至らなかった。

- (3) よって、①医療について、人権侵害行為を認めるまでには至らなかった。

2 ②面会拒絶について

- (1) 旭川刑務所が正当な理由なく面会拒絶をしたことの確認はできなかった。

- (2) よって、②面会拒絶について、人権侵害行為を認めるまでには至らなかった。

3 ③カメラ監視について

- (1) 未決勾留者は、個人の尊厳の下、私生活に関する情報を他人にみだりに取得されないというプライバシーの権利を有する（憲法第13条）。

- (2) 未決勾留者に対する権利の制約は、未決勾留者の拘禁目的である罪証隠滅を防ぐ・逃亡を防ぎ公判廷への出廷を確保することを達するために必要最小限度かつ相当な範囲に限って許容されうる。

- (3) 居室内とそこに収容されている未決勾留者としての被収容者を監視カメラで継続的に撮影し、これを視察する監視業務職員の行為は、巡視による動静把握とは異なり、被収容者の動静をいつでも、また死角なく継続的に確認することが可能となるものであり、撮影されている被収容者にとっては四六時中自分の行動を常に監視されて

いるため、排便や着替えなど羞恥心の強い他人には知られたくない生活動作を含むほとんどすべての被収容者の姿態や動作が監視者に知られることになる。

したがって、監視カメラ付き居室におけるカメラ監視行為は被収容者のプライバシーの権利を害する危険があり、被収容者に強度の拘禁感や圧迫感を感じさせるものである。

しかも、被収容者が女性である本件のような場合には、監視者が異性であった場合には性的羞恥心をも大きく害するものである。

(4) ここで、監視カメラ付き居室と同様に居室の設備・備品等の構造が被収容者に強度の拘禁感や圧迫感を感じさせる居室としては、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律刑事施設収用法（以下「刑事収容施設法」という。）上の保護室があげられる。

保護室については、法の明文上、保護室への収容が被収容者への心身への重大な悪影響をあたえるおそれがあることを踏まえ、被収容者の心身を保護するために、その収容要件や収容期間が厳格に定められている（刑事収容施設法第79条等。）。

監視カメラ付き居室へ被収容者を収容する措置をする場合、刑事収容施設法上の同居室についての明文規定はないものの、カメラ監視可能な居室の構造上、被収容者の心身へ重大な悪影響を及ぼすおそれがあることは保護室と同様もしくはそれ以上のものであることは明らかであり、明文の規定がないからといって無制限に監視カメラ付き居室への被収容者を収容する措置が許されるものではない。

そこで、監視カメラ付き居室への被収容者の収容については、保護室への収容要件に準じてその必要性を慎重に検討することが要請されているというべきである。

また、その収容期間についても保護室への収容の期間が原則として72時間以内とされていること、特に継続の必要性がある場合にのみ刑事施設の長は48時間毎にこれを更新することができるに留

まることに鑑み、必要性がなくなったにもかかわらず、漫然と監視カメラ付き居室への収容を継続することは許されないというべきである。

- (5) 本件においては、申立人は監視カメラ付き居室に移された当日において、椅子から転げ落ちるなどの特異な動静や不安な気持ちについての言動をしていたので、申立人の動静を見守るためにカメラ監視を行う必要性があったことは否定しない。

また、申立人は監視カメラ付き居室に移されたあと平成27年1月22日までの間においては、担当職員において申立人に対する特異な動静があったことが観察されたため、収容から72時間経過時点である同月23日の時点においては、前日まで特異な動静が観察されていたことから、引き続きカメラ監視をすべき必要性が相当程度は継続して存在していたことは否定できない。

一方、平成27年11月23日以降から退所するまでの間、旭川刑務所の回答によれば、申立人には特異な動静は確認できておらず、申立人自身も不安な気持ちがあったのは監視カメラ付き居室に移った日だけであった旨を述べている。

被収容者について、監視カメラ付き居室へ収容されて当初72時間を経過した後、特異な動静が確認できずに更に48時間を経過しているような場合には、カメラ監視をする必要性は著しく減退ないし消滅したものと解することには合理性がある（刑事収容施設法第79条趣旨準用）。

本件については、当初の72時間を超えて更に48時間を経過してカメラ監視の期間が合計で120時間を超えた平成27年11月25日が経過する頃には、48時間以上に渡り申立人には特異な動静が確認できなかったのであるから、この頃までには申立人の心身の不安状態は収まっていたと評価すべきである。他に特に引き続きカメラ監視をしてまで申立人の動静を見守るべき事情は本件では顕

出されなかった。

以上より、本件については、カメラ監視を始めてからの当初の72時間及びそれに引き続く48時間程度のカメラ監視行為についてはその必要性があったものと認められるが、更に引き続きカメラ監視を継続するまでの必要性はなく、遅くとも平成27年11月26日以降、申立人を監視カメラ付き居室に収容してカメラ監視による監視行為を漫然と継続した行為については、申立人のプライバシーの権利に対する侵害であるといえる。

- (6) なお、旭川刑務所においては、監視カメラのモニターにおいて排便設備の部分をモザイク加工してカメラ画面から見えにくくし、着替えの際には職員に申出があればモニターの電源を切り監視できないようにするなどして、申立人のプライバシーの権利の侵害に対する一定の配慮措置がなされていた可能性がある。

しかしながら、着替えの際の措置については、着替えの際に申立人が常に着替えをする旨を職員に申し出ていた証左はなく、仮に着替えをする旨を常に申立人が申し出していたとしても、結局は、モニターの電源を切るかどうかは監視業務職員らの裁量に委ねられており、配慮措置の実効性について担保がなく、また排便設備の部分をモザイク加工していることについても、その配慮措置を申立人に伝えていた証左がなく、申立人の心理的負担の軽減を十分に図ったとまでは認められない上、モザイク加工についても監視業務職員においてモザイクを剥がすことは可能であろうから、配慮措置の実効性についてこれも担保がないものであった。

旭川刑務所が施した申立人のプライバシーの権利や心身への悪影響に対する配慮措置には一定の評価はできるものの、配慮措置が常に実行されていたかどうかは判然とせず、申立人に十分に配慮措置の内容を説明した痕跡もないことから、申立人に対する強度の拘禁感や圧迫感は軽減されておらず、カメラ監視の態様が必要最小限

度の相当なものであったとも認められない。

(7) よって、旭川刑務所のした申立人に対する平成27年11月26日以降のカメラ監視行為について、申立人のプライバシーの権利の侵害があったものと認められる

4 結論

当委員会は、

①医療について及び②面会拒絶については人権侵害行為を認めなかった。

③旭川刑務所が申立人に対し実施したカメラ監視行為は、遅くとも平成27年11月26日以降は、申立人に対する人権侵害があったものと判断した。

ところで、申立人は旭川刑務所からすでに移送されており、同所に所在していない状態であるので、当委員会が認定した人権侵害行為は現時点では継続していないところである。

そこで、当委員会は、同種の人権侵害の再発防止の観点より行動を起こすこととし、当弁護士会より旭川刑務所に対し、第1結論記載のと通りの勧告を行うべきであると結論した。

以上